

## 亀山市総合教育会議について

### 1. 会議の概要

設置根拠等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4  
所掌事務等

- ①法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議
- ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- ④前各号に関する次条に規定する構成員の事務の調整

構成 市長、教育委員会

※市長が招集するが、必要に応じて教育委員会が招集を求めることができる。

※必要に応じ、関係者、学識経験者の意見を聞くことができる。

公開等 原則会議は公開

※個人の秘密保持、会議の公正が害されるおそれがあるときなど非公開にできる。

※議事録を作成し、これを公表。

会議の調整内容の尊重

総合教育会議における調整事項については、その結果を尊重しなければならない。

#### (留意事項)

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされている。

### 2. 総合教育会議の開催

#### ≪平成27年度の総合教育会議の開催予定≫

##### (1)第1回総合教育会議(H27.5.28)

- ・総合教育会議の進め方
- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議
  - ※策定の考え方

##### (2)第2回総合教育会議(H27秋ごろ)

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議
  - ※策定に向けた最終協議

#### ≪平成28年度以降の総合教育会議≫

##### 協議等の想定事項

- ・第2次総合計画などの行政計画のうち、教育等に関するものについての協議
- ・その他、必要な事項

開催回数 年間2回程度

## (参考)関係法令

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋) (大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

#### (総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

### ○教育基本法(抜粋) (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。